

## 可児市特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「令」という。）第52条第1項の規定に基づき、特定用途制限地域内における畜舎の用途を制限することにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

### (適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された特定用途制限地域のうち、広見東部に適用する。

### (畜舎の用途の制限)

第4条 前条に規定する地域においては、建築基準法別表第2（に）第6号に掲げる規模以上の畜舎（法第3条第1項の認定の申請に係る畜舎をいう。以下同じ。）を建築してはならない。ただし、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取するとともに、可児市建築審議会設置条例（平成22年可児市条例第4号）に規定する可児市建築審議会の同意を得なければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の許可をする場合で、次の要件に該当するときは、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであるとき。

(2) 増築又は改築後における前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないとき。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、特例許可を行おうとする畜舎の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、意見の聴取の期日の3日前までに公告しなければならない。

### (既存の認定畜舎に対する制限の緩和)

第5条 法第8条第1項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない認定畜舎（法第3条第1項の認定を受けた畜舎をいう。以下同じ。）について、令第79条第1号又は第2号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第8条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

### (畜舎の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合の措置)

第6条 畜舎又は認定畜舎の敷地が第3条に規定する特定用途制限地域の内外にわたる場合における第4条第1項の規定の適用については、その畜舎若しくは認定畜舎又はその敷地の全部につい

て、その敷地の過半の属する地域に係る規定を適用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。(令和4年可児市条例第29号により令和4年6月23日から施行。)

(可児市建築審議会設置条例の一部改正)

第2条 可児市建築審議会設置条例(平成22年可児市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(略)